

乗合事業申請書 作成の手引き

中部運輸局
自動車交通部 旅客第一課
令和3年3月

目 次

1. 乗合事業の制度について	
(1) 乗合事業の法的位置づけ	 1
(2) 乗合事業の許認可手続き	 2
(3) 乗合事業の審査基準等	 5
2. 路線定期運行の事業計画、運行計画について	
(1) 路線に関する事項	 6
(2) 各路線に配置する事業用自動車のうち、長さ、幅、高さ又は車両総重量が 最大であるものの当該長さ、幅、高さ(車両最大値)	 8
(3) 停留所の名称及び位置並びに停留所間のキロ程	10
(4) 運行計画	12
3. 路線不定期運行の事業計画について	
(1) 路線に関する事項	16
(2) 各路線に配置する事業用自動車のうち、長さ、幅、高さ又は車両総重量が 最大であるものの当該長さ、幅、高さ(車両最大値)	16
(3) 運行系統	16
(4) 乗降地点の名称及び位置並びに停留所間のキロ程	17
(5) 運行系統ごとの発地の発車時刻又は着地の到着時刻を定める場合に あつては、当該発車時刻又は到着時刻	17
4. 区域運行の事業計画について	
(1) 営業区域	18
(2) 運送の区間	19
(3) 発地の発車時刻若しくは着地の到着時刻又は運行間隔時間	21
5. 地域公共交通会議等で協議が調った事項に関する審査の特例	23

(本手引きにおける法令の表記)

「法」 : 道路運送法

「施行規則」: 道路運送法施行規則

本手引きの使用にあたって

本手引きは、道路運送法に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の各種申請・届出書を作成する際に、その記載方法や添付書類について説明したものです。(営業所、休憩睡眠仮眠施設、自動車車庫、事業用自動車の数等の事業計画については、説明を省略しております。)

一般的な事例を念頭に作成したものになりますが、個別の事例により記載方法や添付書類が異なる場合がありますので、ご不明な点があれば、以下にお問い合わせ下さい。

【問い合わせ先】

中部運輸局	自動車交通部	旅客第一課	052-952-8035
	愛知運輸支局	輸送・監査担当	052-351-5312
	静岡運輸支局	輸送・監査担当	054-261-2898
	岐阜運輸支局	輸送・監査担当	058-279-3714
	三重運輸支局	輸送・監査担当	059-234-8411
	福井運輸支局	輸送・監査担当	0776-34-1602

※中部運輸局管内における取扱いとなりますので、他の運輸局又は運輸支局への申請については、その運輸局又は管轄の運輸支局にお問い合わせ下さい。

令和3年3月作成

令和5年10月改定

1. 乗合事業の制度について

(1) 乗合事業の法的位置づけ

一般乗合旅客自動車運送事業(乗合事業)とは、いわゆる路線バスや乗合タクシー事業のことで、旅客自動車運送事業に分類されます。旅客自動車運送事業は、「他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業」と定義され(法 2 条 3 項)、一般(乗合、貸切、乗用)と特定の種類があります(法 3 条)。

	運送需要者	運送する旅客の範囲
一般	一般のあらゆる者が対象	旅客に制限なし
特定	特定の者に限定(原則単一)	一定の旅客に限定

	運送契約	乗車定員
乗合(乗合バス等)	個々の旅客と契約し、乗合旅客を運送	区分なし
貸切(貸切バス)	一個の契約で車両を貸し切って旅客を運送	11 人以上
乗用(タクシー)		11 人未満

一般乗合旅客自動車運送事業は、運行の態様により、次のとおり分類されます(施行規則 3 条の 3)。

路線定期運行 (路線バス)	路線を定めて運行するものであって、設定する運行系統の起終点及び停留所の時刻設定が定時である運行の形態 発車時刻： 9:00 9:10 9:15 9:22 9:25 到着時刻： 9:30 9:35 9:40 9:47 9:50 路線： …認可を受けた通行できる道路 運行系統 …路線内で実際に運行する経路
路線不定期運行 (デマンドバス)	路線を定めて運行するものであって、設定する運行系統の起点又は終点に係る時刻の設定が不定である運行の形態 発車時刻： 不定 不定 不定 不定 13:00 到着時刻： 13:00 路線： …認可を受けた通行できる道路 運行系統 …路線内で実際に運行する経路 予約等に応じて運行
区域運行 (乗合タクシー)	路線を定めず、旅客の需要に応じた乗合運送を行う運行の形態 運送の区間 乗降地点 A 乗降地点 B 乗降地点 C 乗降地点 D 営業区域： …認可を受けた運行できる範囲 運送の区間 …営業区域で実際に運行する区間 予約のあった区間のみ運行することも可能

路線定期運行は、さらに運送の内容に応じて次のとおり分類されます（施行規則 10 条 1 項）。

一般バス	主に通勤通学等日常的な生活に利用されるもの（いわゆる路線バス、次の3つ以外のもの）
高速バス	専ら一の市町村（特別区を含む。）の区域を超え、かつ、その長さが概ね 50km 以上の路線において、停車する停留所を限定して運行する自動車により乗合旅客を運送するもの（長距離急行運送）
定期観光バス	定期的に運行する自動車により観光を目的とする乗合旅客を運送するもの（定期観光運送）
臨時運送	一時的な需要のために地域及び期間を限定して運送するもの

※通達等により分類が異なる場合あり

なお、法律上、旅客自動車運送事業以外の運送形態としては、一般貸切・乗用旅客自動車運送事業による乗合旅客運送（法 21 条）や、自家用有償運送（法 78 条）があります。

区分	種類	種別	運行の態様別	代表的な運行形態
旅客自動車運送事業 (法21条)	一般旅客自動車運送事業 (法3条)	一般乗合旅客自動車運送事業 (法4条)	路線定期運行 (則3条の3)	・路線バス ・高速バス ・コミュニティバス
			路線不定期運行 (則3条の3)	・コミュニティバス(デマンド型) ・空港アクセス型バス ・観光需要対応型バス
			区域運行 (則3条の3)	
		一般貸切旅客自動車運送事業 (法4条)		・貸切バス
		一般乗用旅客自動車運送事業 (法4条)		・タクシー ・介護タクシー
	特定旅客自動車運送事業 (法43条)			・従業員等の送迎バス
国土交通大臣の許可を受けた場合等における、貸切バス事業者、タクシー事業者による乗合旅客の運送 (法21条)				・自治体の要請による実証運行 ・イベント送迎シャトルバス ・鉄道代行バス
自家用自動車による 有償の旅客運送 (法78条)	自家用有償旅客運送 (法79条)	交通空白地有償運送 (則51条)		・コミュニティバス
		福祉有償運送 (則51条)		・介護タクシー
	国土交通大臣の許可を受けて行う運送 (法78条)			・通学通園バス
	災害のため緊急を要するときに行う運送 (法78条)			

(2) 乗合事業の許認可手続き

乗合事業を経営するためには、事業計画や運行計画等を定め、国土交通大臣の許可を受ける必要があります（法 4、5 条）。また、事業開始後も、事業計画や運行計画を変更する場合は、変更内容に応じて認可を受けたり、届出する必要があります（法 15 条、法 15 条の 2、法 15 条の 3）。

各種申請や届出をまとめると次ページの表のとおりです。

乗合事業の許認可申請・届出一覧

種別	内容		道路運送法	道路運送法 施行規則	宛先	道路運送法施行令	部数	提出期限	標準 処理期間
許可	事業経営許可	許可	第4条第1項		局長※	第1条第1項第1号	3	—	3ヶ月 (協議事案等 2ヶ月)
運賃	上限運賃等	認可	第9条第1項	第8条	局長※	第1条第1項第2号	3	—	3ヶ月 (停留所新設・変更 による事案1ヶ月)
運賃	運賃等設定・変更 ・実施運賃 ・上限認可運賃の範囲内の運賃	届出	第9条第3項	第9条	局長	第1条第1項第3号	3	30日前 (他社路線競合等 の場合はあらかじめ)	—
運賃	運賃等設定・変更 ・協議運賃	届出	第9条第4項	第9条	局長	第1条第1項第3号	3	30日前 (他社路線競合等 の場合はあらかじめ)	—
運賃	運賃等設定・変更 ・軽微運賃(定観、高速、路線不定期、区域運行)	届出	第9条第6項	第10条	局長	第1条第1項第3号	3	30日前 (高速・定観は7 日前、一時的需 要増等の場合は あらかじめ)	—
約款	運送約款の設定及び変更	認可	第11条	第11、12条	局長	第1条1項第5号	3	—	1ヶ月
事業計画	事業計画の変更 ・路線の新設 ・営業区域の新設・変更・廃止	認可	第15条第1項	第14条	局長※	第1条第1項第6号	3	—	3ヶ月 (軽微事案2ヶ月、 協議事案等1ヶ月)
事業計画	事業計画の変更 ・最大値変更、・車庫の位置及び 収容能力・路線不定期運行の路 線廃止	認可	第15条第1項	第14条	支局長	第1条第4項第1号	2	—	2ヶ月 (協議事案1ヶ月)
事業計画	事業計画の変更 ・車両数 ・運行系統、発地の発車時刻、着 地の到着時刻(路線不定期運行) ・運送の区間、発地の発車時刻、 着地の到着時刻、運行間隔時間 (区域運行)	届出	第15条第3項	第15条	支局長	第1条第4項第1号	2	あらかじめ	—

種別	種別2		道路運送法	道路運送法 施行規則	宛先	道路運送法施行令	部数	提出期限	標準 処理期間
事業計画	事業計画の変更 ・主たる事務所の名称及び位置 ・営業所の名称及び位置 ・停留所名称・位置、停留所間の キロ程	届出	第15条第4項	第15条の2	支局長	第1条第4項第1号	2	事後延滞なく	—
事業計画	事業計画の変更 ・路線の休止・廃止（路線定期運 行）	届出	第15条の2	第15条の5	局長	第1条第1項第6号	3	6ヶ月前 （旅客の利便を阻 害しない場合は3 0日前）	—
運行計画	運行計画の設定 ・運行系統、時間帯ごとの運行回 数、始発時刻の設定（時間 帯ごとの運行回数15回以下の場 合は、加えて運行時刻の設定）	届出	第15条の3 第1項	第15条の 12、13	支局長	第1条第4項第2号	2	30日前 （高速・定観及び 一時的な需要の 場合は7日前）	—
運行計画	運行計画の変更 ・運行系統、時間帯ごとの運行回 数の変更	届出	第15条の3 第2項	第15条の 13	支局長	第1条第4項第2号	2	30日前 （高速・定観及び 一時的な需要の 場合は7日前）	—
運行計画	運行計画の変更 ・時間ごとの運行回数が現行16回 以上あり、公示で定める範囲内 の運行回数の変更 ・回数に変更がなく、始発終発時 刻変更だけの場合 ・運行回数が15回以下の系統に おける運行回数、運行時刻の変 更	届出	第15条の3 第3項	第15条の 14	支局長	第1条第4項第2号	2	事後延滞なく	—
休止廃止	事業の休止・廃止 （路線定期運行）	届出	第38条	第25条	局長	第1条第1項 第27号	3	6ヶ月前 （旅客の利便を阻 害しない場合は3 0日前）	—
休止廃止	事業の休止・廃止 （路線不定期運行、区域運行）	届出	第38条	第25条	局長	第1条第1項 第27号	3	30日前	—

※地方的な路線の基準（施行規則 67 条）に該当しないもの等は大臣権限のものあり

(3)乗合事業の審査基準等

申請に対する許認可の基準は、法令に定めがありますが(法6条、7条等)、これを具体化するものとして通達で処理方針等が定められており、これに基づき当局において審査基準等を公示しています。

① 路線・営業区域の新設等に関する取扱い	
通達	・平成13年8月29日付け国自旅第71号 一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針 ・平成13年9月27日付け国自旅第93号 「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針」の細部取扱いについて
公示	・平成18年9月28日付け中運局公示第53号 一般乗合旅客自動車運送事業の申請に関する審査基準について
② 運行計画に関する取扱い	
通達	・平成13年9月27日付け国自旅第90号 一般乗合旅客自動車運送事業の運行計画の届出等の処理要領
公示	・平成18年9月28日付け中運局公示第54号 一般乗合旅客自動車運送事業の運行計画の届出等について ・平成14年1月18日付け中運局公示第237号 (運行系統に関する時間帯の指定) ・平成14年1月18日付け中運局公示第238号 (運行計画に運行時刻の記載が必要となる運行回数、 運行計画が事後届出となる運行回数の指定) ・平成14年1月18日付け中運局公示第239号 (運行計画が事後届出となる運行回数の範囲の指定)
③ 路線、営業区域の休廃止に関する取扱い	
通達	・平成13年9月26日付け国自旅第92号 道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業の路線等の休止又は廃止に関する 手続きの取扱いについて
公示	・平成14年1月18日付け中運局公示第240号 (路線休廃止における旅客の利便を阻害しない場合) ・平成14年1月18日付け中運局公示第241号 (路線休廃止の届出に添付する書類に記載する事項)

2. 路線定期運行の事業計画、運行計画について

(施行規則 4 条 1 項、施行規則 15 条の 12 1 項)

(1) 路線に関する事項

路線とは、事業用自動車が行き系統に従って通行する道路(私有地内の通路を含む)をいいます。起点停留所から終点停留所まで運行する間の道路のことで、旅客が乗車しない起点停留所までの回送や終点停留所からの回送の区間は路線を設定する必要はありません。

路線は車両が安全、確実に通行できるものでなくてはなりません。これを担保するために、通行する道路を路線として定め、運行するにあたり支障がないか(交通安全上、道路構造上の問題はないか等)を確認します。

例えば、市役所線(起点: 駅~終点: 市役所)において、「駅~小学校~市役所」の経路を「駅~病院~市役所」に変更した場合の路線の新設と廃止を記載すると以下となります。

■申請・届出書 記載例

新設する路線	廃止する路線
路線 1 起点: 愛知県名古屋市中区〇〇町 1 番地先 終点: 愛知県名古屋市中区◎◎町 2 番地先 キロ程: 1.6 km 幅員: 8m 道路種別: 国道 (〇〇線) 道路管理者: 中部地方整備局 (名古屋国道事務所)	路線 1 起点: 愛知県名古屋市中区〇〇町 1 番地先 終点: 愛知県名古屋市中区□□町 4 番地先 キロ程: 1.8 km 幅員: 7m 道路種別: 県道 (〇〇線) 道路管理者: 愛知県 (尾張建設事務所)
路線 2 起点: 愛知県名古屋市中区◎◎町 2 番地先 終点: 愛知県名古屋市中区××町 3 番地先 キロ程: 1.7 km 幅員: 6m 道路種別: 県道 (●●線) 道路管理者: 愛知県 (尾張建設事務所)	路線 2 起点: 愛知県名古屋市中区□□町 4 番地先 終点: 愛知県名古屋市中区××町 3 番地先 キロ程: 1.6 km 幅員: 5m 道路種別: 市道 (●●線) 道路管理者: 名古屋市

■路線図 記載例



【申請書(路線に関する事項) 記載事項(施行規則 4 条 1 項 1 号)】 ※は便宜上記載

- ①起点及び終点の地名及び地番
…道路種別又は管理者ごとに路線を区切り、その端と端の地名地番を記載。
- ②主たる経過地
…循環路線等、起終点だけでは路線が表せない場合に経過地点の地名地番を記載。
- ③キロ程
…起点～終点の区間の距離を記載。
- ④幅員(※)
…起点～終点の区間の道路幅。区間内で幅員が異なる場合は、最小幅員や最小～最大幅員のように記載。
- ⑤道路種別(※)
…国道、県道、市町村道の別や道路名を記載。
- ⑥道路管理者(※)
…道路を管理している行政機関を記載。私有地の場合は地権者等を記載。

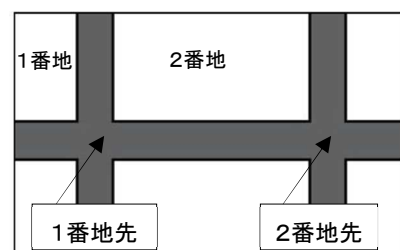
【路線図 記載事項(施行規則 4 条 2 項)】

- ①路線
…新設路線、休止路線、廃止路線、既設路線、車両最大値変更路線に分けて記載。
- ②営業所及び停留所の位置及び名称
…新設停留所、廃止停留所、移設停留所、既設停留所に分けて記載。
※営業所は新設・移設がなければ、特に記載を求めている。
- ③自動車庫の位置
※新設・移設がなければ、特に記載を求めている。
- ④道路法による道路(種類を明示すること)、自動車道及び一般交通の用に供する場所の別並びにその種別ごとのキロ程及び有効幅員並びに待避所の位置
- ⑤縮尺及び方位

※協議証明書に地域公共交通会議等で協議を経た路線図が添付されている場合は、申請書への添付は省略可能

◆路線の表示方法について

- ☞路線は住居表示ではなく地番で表示
- ☞道路を路線とする場合は、道路上には地番が存在しないため、隣接する土地の地番の先(〇〇先)として表示
道路外の敷地を路線とする場合はその土地の地番で表示
- ☞(各路線の起終点の地番がつながるように、)起終点ともに道路のどちらか同じ方の土地の地番を取ることが原則



◆私有地内の路線の取扱いについて

- ☞道路から入り込んだ私有地内に停留所を設置する場合、原則として停留所までの運行通路を路線として設定することが必要。
- ☞路線の途中で転回が必要な場合に道路から入り込んだ場所で転回するときは、原則として転回通路を路線として設定することが必要

■その他必要書類

ア. 路線の新設(延長)の場合

- ・私有地を通行する場合、使用権原を証する書面(通行承諾書)
- ・路線の途中で転回が必要となる場合は、転回場所と転回経路が確認できる書面
- ・地域公共交通会議等で協議が調った路線の場合、協議証明書

イ. 路線の休止・廃止の場合

- ・以下の旅客利便を阻害しない場合に該当することを示す書類
 - ①休止・廃止路線において他の乗合事業者が乗合事業を現に経営し、又は経営するものと見込まれる場合
 - ②当該路線の休止又は廃止について地域協議会において協議が調った場合
 - ③旅客の利便を阻害しないと地方運輸局長が認めてあらかじめ公示する場合(H14.1.18 付け中運局公示第 240 号)
- 【旅客利便を阻害しない場合に該当しない場合は以下の書類】
- ・休止又は廃止路線の現況を記載した書類で次に掲げるもの
 - 輸送量(最近 3 年間の実績: 主な停留所間の流動データ、平均乗車密度、定期旅客数)
 - 運行状況(運行回数等)
 - 収支状況(最近 3 年間の営業収支実績等)
- ・休止又は廃止しようとする路線についてこれまで講じてきた経営努力の内容
- ・その他当該路線を巡る状況の変化等

■申請・届出が必要となる場合

運行系統を新設又は変更(経路変更)することにより、今まで認可を受けていない路線を通る場合は、路線の新設(延長)の認可申請が必要となります。また、運行系統を廃止又は変更することにより、他系統も含め認可を受けた路線を通らなくなる場合は、路線の休止又は廃止の事前届出が必要となります。

(2) 各路線に配置する事業用自動車のうち、長さ、幅、高さ又は車両総重量が最大であるものの当該長さ、幅、高さ(車両最大値)

車両の長さ、幅、高さ、車両総重量が、路線を運行するにあたり支障ないか(交通安全上、道路構造上の問題はないか等)確認する必要があります。同じ路線でも車両の大きさにより、安全に曲れない等の支障が生じる恐れがあるため、路線ごとに車両最大値を定めます。

■申請書 記載例

ア. 路線新設の場合

配置路線	長さ		幅		高さ		車両総重量	
市役所線	8.99	m	2.30	m	3.04	m	11505	kg

イ. 車両最大値変更の場合(新旧で記載)

	配置路線	長さ		幅		高さ		車両総重量	
新	市役所線	10.99	m	2.35	m	3.20	m	12505	kg
旧	市役所線	8.99	m	2.30	m	3.04	m	11505	kg

※本来は路線ごとに車両最大値を記載するが、運行系統（が通る路線）ごとに最大値を記載することも可。

※運行車両が複数ある場合は、項目ごとに最大のものを記載。

■路線に関する事項、路線図の記載例（車両最大値変更の場合）

最大値を変更する路線	
路線 1 起点：愛知県名古屋市中区〇〇町 2 番地先 終点：愛知県名古屋市中区〇〇町 1 番地先 キロ程：0.3 k m 幅員：7 m 道路種別：県道（〇〇線） 道路管理者：愛知県（尾張建設事務所）	路線 3 起点：愛知県名古屋市中区◎◎町 2 番地先 終点：愛知県名古屋市中区××町 3 番地先 キロ程：1.7 k m 幅員：6 m 道路種別：県道（●●線） 道路管理者：愛知県（尾張建設事務所）
路線 2 起点：愛知県名古屋市中区〇〇町 1 番地先 終点：愛知県名古屋市中区◎◎町 2 番地先 キロ程：1.6 k m 幅員：8 m 道路種別：国道（〇〇線） 道路管理者：中部地方整備局（名古屋国道事務所）	路線 4 起点：愛知県名古屋市中区××町 3 番地先 終点：愛知県名古屋市中区△△町 1 番地先 キロ程：1.8 k m 幅員：5 m 道路種別：市道（●●線） 道路管理者：名古屋市



■その他必要書類

- ・地域公共交通会議等で協議が調った路線の場合、協議証明書

■申請が必要となる場合

路線の新設（延長）の認可を受けると、その路線の車両最大値は同時に認可を受けます。
また、既認可路線を運行する車両の最大値が大きくなる場合は、最大値変更の認可申請を行う必要があります。

（３）停留所の名称及び位置並びに停留所間のキロ程

停留所とは、路線上に設置された旅客が乗降を行う地点をいいます。停留所を特定する情報（名称、位置）と停留所間の距離（キロ程）を記載します。上述の路線新設・廃止の例をもとに記載すると以下となります。

■申請・届出書（キロ程表） 記載例

系統名：市役所線

（新）

No.	名 称	位 置	キロ程 (km)		変更の内容
1	市役所	往： 愛知県名古屋市中区〇〇町 5 番地先	↓ 往	5.7 km	既設
		復： 愛知県名古屋市中区〇〇町 5 番地先	1.6	1.6	
2	病院	往： 愛知県名古屋市中区◎◎町 6 番地先	4.1	4.1	新設
		復： 愛知県名古屋市中区◎◎町 6 番地先			
3	駅	往： 愛知県名古屋市中区△△町 1 番地	5.7 km	↑ 復	既設
		復： 愛知県名古屋市中区△△町 1 番地			

系統名：市役所線

（旧）

No.	名 称	位 置	キロ程 (km)		変更の内容
1	市役所	往： 愛知県名古屋市中区〇〇町 5 番地先	↓ 往	5.7 km	既設
		復： 愛知県名古屋市中区〇〇町 5 番地先	1.2	1.2	
2	小学校	往： 愛知県名古屋市中区□□町 7 番地先	4.5	4.5	廃止
		復： 愛知県名古屋市中区□□町 7 番地先			
3	駅	往： 愛知県名古屋市中区△△町 1 番地	5.7 km	↑ 復	既設
		復： 愛知県名古屋市中区△△町 1 番地			

※停留所の変更内容を新旧で記載。

※変更内容には「新設」「廃止」「移設」「名称変更」を記載。

※停留所の位置は路線の起終点同様に地名地番で表示。

停留所が道路（歩道、路側帯含む）上の場合、隣接する土地の地番の先（〇〇先）として表示、道路外の敷地の場合はその土地の地番で表示。

※フリー乗降区間（停留所の設置されていない箇所において、旅客が乗降を行うことがで

きる区間)は停留所と取り扱うため、キロ程表や運行系統図にその区間を記載する。
 ※停留所を乗車専用または降車専用(クローズドドア)として設定する場合、乗車専用または降車専用か区別できるように記載する。

■停留所付近図 記載例

新たに設置(新設又は移設)する停留所について作成。

停留所付近の状況を示した書面			
番号	停留所の名称		
	病院		
停留所の位置		設置場所	
往路:	愛知県名古屋市中区◎◎町6番地先	道路上	・道路外
復路:	愛知県名古屋市中区◎◎町6番地先	道路上	・道路外

付近の概略

※停留所付近の写真(バス停の位置を記載したもの)としても結構です

■その他必要書類

・私有地に停留所を設置する場合、使用権原を証する書面(設置承諾書)

■届出が必要となる場合

停留所の新設・廃止・移設・名称変更がある場合や、停留所に変更がなくても路線や運行系統が変更となり停留所間のキロ程に変更がある場合は届出が必要となります。

(4) 運行計画

ア. 運行系統

運行系統とは、事業用自動車が路線上の各停留所を運行する経路のことで、起点(停留所)・主な経過地(途中停留所)・終点(停留所)で表します。上述の路線新設・廃止の例をもとに記載すると以下となります。

■ 運行計画概要書 記載例

運 行 計 画 概 要 書

申請者名	〇〇交通株式会社				
住 所	愛知県名古屋市中区〇〇町1番地1号				
届 出 日	令和〇〇年〇〇月〇〇日				
運行系統	番 号	1	系統名	市役所線	
	起 点	市役所	(主な経過地)	小学校	終 点 駅
届出内容	系統の廃止				
運行系統	番 号	2	系統名	市役所線	
	起 点	市役所	(主な経過地)	病院	終 点 駅
届出内容	系統の新設				

※設定又は変更する運行系統について、その内容を記載

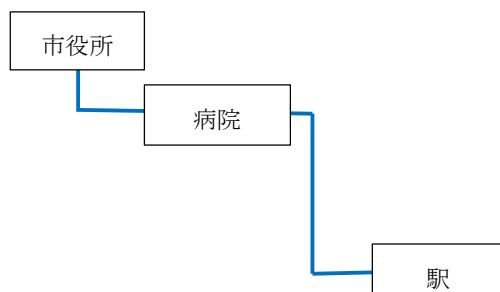
※届出内容には、運行計画を設定又は変更する事項を記載

系統の新設、系統の廃止、系統の変更(経路変更のこと)、運行回数の変更、運行時刻の変更、運輸する期間の設定・変更、効率的運行の設定、フリー乗降区間の設定・変更、管理の受委託による運行の設定・変更 等

■ 運行系統図 記載例

新設又は変更する運行系統について記載

① 模式図で作成



② 地図を利用して作成



◆運行系統の取扱いについて

- ☞ 往路と復路が一部相違する場合にも起終点及び途中停留所が同じであれば同系統
 - ☞ 往路と復路の路線及び起終点の停留所が同じでも途中停留所が異なれば別系統
 - ☞ 既設経路上に停留所を新設する場合は、運行系統の設定・変更の対象としない
 - ☞ 路線の新設(延長)・廃止の伴う運行経路の変更は、運行系統の設定・変更の対象
- ⇒ そのため、運行経路が変更となる場合は、必ず系統の新設及び廃止、又は、系統の変更の運行計画の届出が必要となります

◆迂回系統について

- ☞ 高速バスでの予見可能な交通混雑による迂回は、停留所の存しない区間で必要最小限度の範囲で行う場合に、あらかじめ迂回系統として運行計画に設定し届出することにより運行が可能

◆効率的な運行について

- ☞ 効率的な運行として、あらかじめ運行計画に設定し届出することで、終点停留所の一つ前の停留所に乗客が存しない場合に、終点停留所まで行かず、運行を終了することが可能

イ. 地方運輸局長が指定する区域ごとに定める時間帯における運行系統ごとの運行回数並びに始発終発の時刻(運行回数表)

いわゆるダイヤの概要を示したもので、運行系統ごとに①指定時間帯における運行回数、②起点停留所の始発・終発時刻を記載したものです。運行回数が一定以下(当局では 15 回以下 H14.1.18 付け中運局公示第 238 号)の場合は、③起点停留所の発車時刻を記載する必要があります。

また、表の指定する時間帯は支局管内ごとに指定されています(H14.1.18 日付け中運局公示第 237 号)。

ウ. 1年を通じ継続して運輸するものでないときは、運輸をする期間

学校開校日のみの運行や年末年始運休等、1年のうち特定の日のみ運行する場合や特定の日は運行しない場合は、回数表の備考や欄外に運輸する日や期間を記載します。

運輸期間は、旅客利便の確保の観点から第三者が客観的に分かる日や期間である必要があり、明確に定める必要があります。

■運行回数表 記載例

例えば、市役所線の運行時刻が以下の場合、運行回数表は次のとおりとなります。

運行系統ごとに地方運輸局長が指定する時間帯ごとの運行回数並びに始発及び終発時刻

系統番号	系統名	起 点	主たる経通地	終 点	キロ数	期間曜日等	運行時間帯及び運行回数				総運行回数	始発時刻	終発時刻	備考	系統の新設・廃止・変更								
1	市役所線	市役所	小学校	駅	往 5.7 km 復 5.7 km	平日	8時台 ～ 10時台	11時台 ～ 15時台	16時台 ～ 18時台	19時台 ～ 7時台	1日 16	9:30	16:55	12月29日～1月3日を除き運行	系統の廃止								
							往 4	10	2		16												
							復 2	10	4		16	10:00	17:25										
						土曜日	8時台 ～ 10時台	11時台 ～ 14時台	15時台 ～ 17時台	18時台 ～ 7時台	1日 16	9:30	16:55										
							往 4	8	4		16												
							復	14	2		16	10:00	17:25										
						休日	7時台 ～ 19時台	20時台 ～ 6時台	～	～	1日 16	9:30	16:55										
							往 16				16												
							復 16				16	10:00	17:25										
						2	市役所線	市役所	病院	駅	往 5.7 km 復 5.7 km	平日	8時台 ～ 10時台			11時台 ～ 15時台	16時台 ～ 18時台	19時台 ～ 7時台	1日 16	9:30	16:55	12月29日～1月3日を除き運行	系統の新設
													往 4			10	2		16				
													復 2			10	4		16	10:00	17:25		
土曜日	8時台 ～ 10時台	11時台 ～ 14時台	15時台 ～ 17時台	18時台 ～ 7時台	1日 16							9:30	16:55										
	往 4	8	4		16																		
	復	14	2		16							10:00	17:25										
休日	7時台 ～ 19時台	20時台 ～ 6時台	～	～	1日 16							9:30	16:55										
	往 16				16																		
	復 16				16							10:00	17:25										

注1. 経通地欄には、当該系統の主要な経通地(空港、鉄道駅、病院、学校その他施設等利用者が集中する箇所)を記載する。
注2. 運行回数欄には、上段に往路の回数を、下段に復路の回数をそれぞれ指定された時間帯毎に記載する。
注3. 1日における運行回数が15回以下であるため、運行時刻を記載する場合には、運行回数記載欄の上段に往路の発時刻を、下段に復路の発時刻をそれぞれ指定された時間帯ごとに記載する。
注4. 運行回数を記載する場合の時間帯及び運行時刻を記載する場合の運行時刻は、運行系統の往路及び復路のそれぞれの出発地における発時刻に基づいて記載する。
注5. 上記事例で「平日」「土曜日」「休日」とあるのは、あくまでも一例であり、運行時刻・運行回数が異なる曜日・期間ごとに区分して記載する。
注6. 総運行回数欄には、期間・曜日ごとに往路運行回数と復路運行回数の合計運行回数を併記した回数に記載する。(合計回数が奇数の場合は、端数が0.5回となる。)
注7. 運行計画を変更する場合は、関係する運行系統について変更前及び変更後の事項を新旧対照表として作成する。
注8. 地域毎に定められた時間帯については、H14.1.18中運局公示第237号にて確認、記載すること

	市役所線					
	駅行(往路)			市役所行(復路)		
	市役所	病院	駅	駅	病院	市役所
9 時	30 40	35 45	45 55			
10 時	30 40	35 45	45 55	0 10	10 20	15 25
11 時	30 40	35 45	45 55	0 10	10 20	15 25
12 時	30 40	35 45	45 55	0 10	10 20	15 25
13 時	30 40	35 45	45 55	0 10	10 20	15 25
14 時	30 40	35 45	45 55	0 10	10 20	15 25
15 時	30 40	35 45	45 55	0 10	10 20	15 25
16 時	30 40	35 45	45 55	0 10	10 20	15 25
17 時				0 10	10 20	15 25
※12 月 29 日～1 月 3 日は運休						

■その他必要となる書類

・地域公共交通会議等で協議が調った運行計画の場合、協議証明書

■届出が必要となる場合

運行系統を新設や廃止、変更(経路変更)する場合に事前届出が必要となります。なお、路線を新設する場合は、運行経路に変更が生じることから、必ず運行系統の新設・廃止、又は変更が必要です。

また、運行回数に変更がある場合は事前届出が必要です。ただし、運行回数の変更が一定の範囲内の場合や運行回数が一定以下の場合の回数変更、時刻変更、始終発時刻の変更は事後届出で足りることとされています(H14.1.18 付け中運局公示第 238 号、第 239 号)。

3. 路線不定期運行の事業計画について（施行規則 4 条 3 項）

（1）路線に関する事項

路線定期運行と同様になりますが、路線不定期運行は地域交通ネットワーク構築の観点から、路線定期運行と整合をとる必要があるため、路線を新設（延長）・廃止する場合は、原則として地域公共交通会議等で協議が調っている必要があります（協議証明書を添付する必要があります）。

また、路線図には加えて運行系統を記載する必要があり、停留所の名称及び位置の代わりに、乗降地点の名称及び位置を記載します（施行規則 4 条 4 項）。

（2）各路線に配置する事業用自動車のうち、長さ、幅、高さ又は車両総重量が最大であるものの当該長さ、幅、高さ（車両最大値）
路線定期運行と同様になります。

（3）運行系統

路線定期運行の運行計画の運行系統と同様になります。路線定期運行のように様式の定めがありませんが、少なくとも、運行系統を特定する情報として起点、終点、主な経過地を記載し、当該運行系統を新設、廃止、変更するのか記載する必要があります。

前述した市役所線（駅～小学校～市役所）を例に、運行計画概要書に準じて記載すると以下のとおりです。

また、設定・変更する運行系統を示した路線図を添付する必要があります。

■申請・届出書 記載例

運 行 系 統					
運行系統	番 号	1	系統名	市役所線	
	起 点	市役所	（主な経過地）	小学校	終 点 駅
届出内容	系統の廃止				
運行系統	番 号	2	系統名	市役所線	
	起 点	市役所	（主な経過地）	病院	終 点 駅
届出内容	系統の新設				

■その他必要書類

- ・予約等の手段及び手続きの方法を説明する書類
（予約マニュアル・周知パンフレット等）
- ・予約等に応じて、運行の有無や運行する区間を決定する方法を説明する書類
- ・決定した運行内容を運転者へ伝達する方法を説明する書類

■届出が必要となる場合

運行系統を新設や廃止、変更(経路変更)する場合に事前届出が必要となります。なお、路線を新設する場合は、運行経路に変更が生じることから、必ず運行系統の新設・廃止、又は変更が必要です。

(4)乗降地点の名称及び位置並びに乗降地点間のキロ程

路線不定期運行では、路線上に設置された旅客が乗降を行う地点を停留所でなく乗降地点と呼びますが、内容は同様となります。申請・届出書(キロ程表)は路線定期運行に準じて記載するとともに、乗降地点付近図の添付が必要です。

(5)運行系統ごとの発地の発車時刻又は着地の到着時刻を定める場合にあっては、当該発車時刻又は到着時刻

路線不定期運行の時刻は、①発車時刻のみ設定、②到着時刻のみ設定、③他の交通機関の終着時刻に依存して設定、④旅客の需要に応じて設定のいずれかで設定する必要があります。

①、②の場合はその時刻を申請・届出書に記載します。前述した団地線(駅～小学校～市役所)の例に記載すると以下のとおりです。

③、④の場合は、時刻の設定方法を示した書類の添付が必要です。

■申請・届出書 記載例

【発車時刻の場合】

発車時刻：市役所発(往路) 10:00、14:00

駅発(復路) 12:00、16:00

運行日：平日(土日祝日は運休)

【到着時刻の場合】

到着時刻：駅着(往路) 10:00、14:00

市役所着(復路) 12:00、16:00

運休日：12月29日～1月3日

※通年で運行しない場合や特定の曜日しか運行しない場合は、「時刻」の一環として何日に運行するか明らかにする必要があるため、運行日又は運休日を記載すること

※申請・届出書に別添のとおりと記載して、時刻表を添付することも可

■届出が必要となる場合

既に設定している発車時刻や到着時刻を変更する場合は事前届出が必要となります。また、運行系統を新設する場合も届出が必要です。

4. 区域運行の事業計画について（施行規則 4 条 5 項）

（1）営業区域

営業区域とは、事業用自動車で旅客を運送することができる範囲をいいます。運送にあたり発地（旅客の乗車地点）又は着地（旅客の降車地点）が営業区域内にある必要があります。

区域運行は旅客の需要に応じて運行する形態であり、制限なく広域な運行ができると、必要な運行管理を行えない恐れがあるため、営業区域によって運行範囲に制限を設けています。

また、区域運行は地域交通ネットワーク構築の観点から、路線定期運行と整合をとる必要があるため、営業区域を新設・変更・廃止する場合は、原則として地域公共交通会議等で協議が調っている必要があります。

区域運行の営業区域は、県や市町村単位の大きな区域ではなく、原則、実際に運送する地区単位（大字・字・町丁目、街区等）で設定します。

■申請書 記載例

【新設する場合】

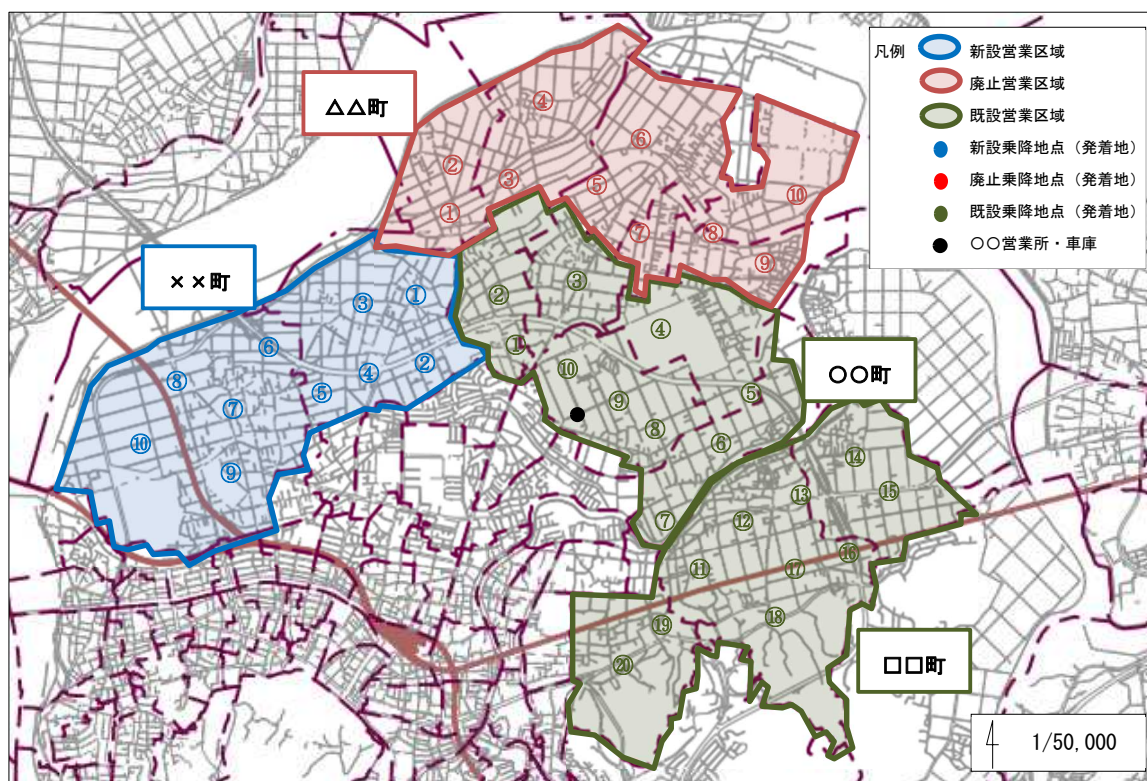
愛知県豊田市〇〇地区（〇〇町、□□町、△△町）

【変更する場合、廃止する場合】 ※新旧で記載

新：愛知県豊田市〇〇地区（〇〇町、□□町、××町）

旧：愛知県豊田市〇〇地区（〇〇町、□□町、△△町）

■営業区域図 記載例（変更する場合）



※営業区域図に乗降地点の名称を記載しきれない場合は、以下のように一覧表等に記載

	乗降地点	種別
①	駅	既設
②	病院	既設
③	・・・	・・・

【営業区域図 記載事項（施行規則 4 条 6 項）】

①営業区域

…新設営業区域、廃止営業区域、既設営業区域に分けて記載。

②営業所並びに発地及び着地の位置及び名称

…発地・着地は、乗降地点を設定する場合はその名称と位置を記載し、
設定しない場合は記載不要。

あらかじめ運行経路が定まっている場合は基軸経路を記載。

③自動車車庫の位置

④縮尺及び方位

■その他必要書類

・地域公共交通会議等で協議が調った営業区域の場合、協議証明書

■申請が必要となる場合

運送の区間を新設又は変更することにより、今まで認可を受けていない営業区域を運行する場合は、営業区域の新設又は変更の認可申請が必要となります。また、運送の区間を廃止することにより、他の運送の区間を含めその営業区域を運行しなくなる場合は、営業区域の廃止の認可申請が必要となります。

(2)運送の区間

運送の区間とは、営業区域において実際に旅客を運送する地点（乗降地点）を結んだものをいいます。路線定期運行や路線不定期運行でいえば、運行系統にあたるものですが、区域運行の場合、旅客の需要に応じて運行するため、必ずしも運行経路や乗降地点が定まっているものではありません。そのため、様々な運行形態がありますが、代表的な例として以下があります。

ア. 運行経路固定型（定路線型）

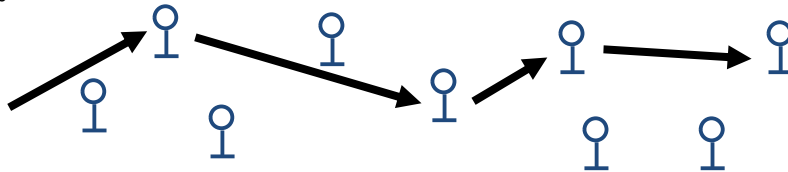
運行経路と乗降地点が設定されているが、予約があった場合のみ運行する形態。基本的に運行経路を設定するが、一部区間を予約があった場合に迂回する等、一部経路や乗降地点が自由な場合を含む。





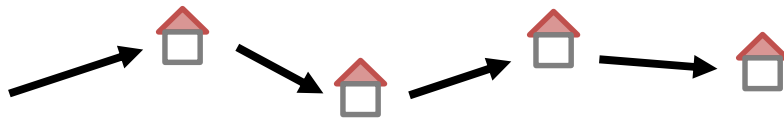
イ. 乗降地点設定型（ミーティングポイント型）

乗降地点が設定されているが、運行経路は予約のあった乗降地点間を最短経路で運行する形態。



ウ. 乗降地点自由型（フルデマンド型、ドア・トゥー・ドア型）

運行経路や乗降地点を設定せず、旅客の指定する乗車地点から降車地点を最短経路で運行する形態。



運送の区間は、運行計画のように記載様式が定められていませんが、申請書から具体的な運送内容が分かるように記載する必要があります。運行形態ごとに記載例を示すと以下のとおりです。

■申請・届出書 記載例

【運行経路固定型】

駅～病院～市役所（※起終点や主な経過地となる乗降地点を記載）

※基軸経路と経由する全ての乗降地点を営業区域図等に記載

※運行経路や乗降地点を固定せず運送する区間がある場合は、営業区域図等にそのことが分かるように記載

※複数運行経路がある場合は経路ごとに運送の区間を設定

【乗降地点設定型】

（〇〇地区に）設定する乗降地点間

※設定する全ての乗降地点を営業区域図等に記載

【乗降地点自由型】

（〇〇地区で）旅客が指定する乗降地点間

※運送の区間は運行する地区や運行形態ごとに設定すること（運送の区間ごとに運行時刻や運賃・料金を設定することから、それぞれ設定する必要あり）

例 ①A地区に設定する乗降地点間

②B地区に設定する乗降地点間

③B地区で旅客が指定する乗降地点間

※上記は運送の区間を新設する場合の例だが、変更又は廃止する場合は新旧で記載

■その他必要書類

・予約等の手段及び手続きの方法を説明する書類

（予約マニュアル・周知パンフレット等）

・予約等に応じて、運行の有無や運行する区間を決定する方法を説明する書類

・決定した運行内容を運転者へ伝達する方法を説明する書類

■届出が必要となる場合

運送の区間を新設・変更・廃止する場合は事前届出が必要となります。なお、運送の区間の設定の仕方にもよりますが、乗降地点が設定されている運送の区間について、乗降地点に追加や廃止がある場合は、原則として運送の区間の変更と取り扱いますので、届出が必要です。

(3)発地の発車時刻若しくは着地の到着時刻又は運行間隔時間

運送の区間ごとに①発地の発車時刻、②着地の到着時刻、③運行間隔時間のいずれかを設定する必要があります。

原則として、発車時刻は営業所の出発時刻、到着時刻は目的地の到着時刻について定めます。運行間隔時間は一運行に係る時刻設定が困難な場合に設定します。

■申請・届出書 記載例

【発車時刻で定める場合】

例① 運送の区間：駅～病院～市役所

発車時刻：駅発（往路） 9:00、13:00

市役所発（復路） 11:00、15:00

例② 運送の区間：（〇〇地区に）設定する乗降地点間 又は

（〇〇地区で）旅客が指定する乗降地点間

発車時刻：10時から16時までで旅客の予約に応じた時刻

【到着時刻で定める場合】

例① 運送の区間：駅～病院～市役所

到着時刻：市役所着（往路） 10:00、14:00

駅着（復路） 12:00、16:00

【運行間隔時間で定める場合】

例① 運送の区間 : (〇〇地区に) 設定する乗降地点間 又は
(〇〇地区で) 旅客が指定する乗降地点間
運行間隔時間 : 10 時から 16 時まで 1 時間ごと

【運行日、運休日がある場合】

例① 運行日 : 平日

例② 運行日 : 毎週月・水・金

例③ 運休日 : 12 月 29 日～1 月 3 日

※通年で運行しない場合や特定の曜日しか運行しない場合は、「時刻」の一環として何日に運行するか明らかにする必要があるため、運行日又は運休日を記載すること

※申請・届出書に別添のとおりと記載して、時刻表を添付することも可

■届出が必要となる場合

既に設定している発地の発車時刻、着地の到着時刻、運行間隔時間を変更する場合は事前届出が必要となります。また、運送の区間を新設する場合も併せて届出が必要です。

5. 地域公共交通会議等で協議が調った事項に関する審査の特例

乗合事業においては、一定の事項に関し、地域公共交通会議等（地域公共交通会議、活性化協議会）で協議が調った場合は、審査の特例を受けることができます（詳細は H18.9.15 国自旅第 161 号 地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について等を参照）。

特例を受ける場合は、地域公共交通会議等が発行する協議証明書の添付が必要です。

ア. 協議が要件である事項

（ア）運行の態様、路線、営業区域 【対象：路線不定期運行、区域運行】

- ・路線不定期運行や区域運行は、地域交通ネットワークの観点から、路線定期運行と整合がとられている必要があり、原則として、これらの導入や路線、営業区域の新設等を行う場合は、協議が調っていることが必要。

（イ）使用車両、最低車両数 【対象：路線定期運行、路線不定期運行、区域運行】

- ・使用車両は、通常バス型（乗車定員11人以上）となるが、タクシー型（乗車定員11人未満）の車両を使用することが可能。
- ・車両数については、通常1営業所ごとに最低車両数があるが、1両からに緩和。

イ. 協議により審査が弾力化される事項

（ア）路線の新設、営業区域の新設・変更 【対象：路線定期運行、路線不定期運行、区域運行】

- ・経営許可申請の標準処理期間が特段の事情がない限り、通常2ヶ月から概ね1ヶ月に短縮。
- ・事業計画変更認可申請の標準処理期間が特段の事情がない限り、通常2ヶ月から概ね1ヶ月に短縮。

（イ）路線の休廃止、営業区域の廃止 【対象：路線定期運行、路線不定期運行、区域運行】

- ・路線定期運行に係る路線の休廃止届が通常6ヵ月前から30日前までの届出に緩和。
- ・路線不定期運行の路線や区域運行の営業区域に係る廃止に係る事業計画認可申請が通常2ヶ月前から30日前の申請に短縮。

（ウ）運行計画 【対象：路線定期運行】

- ・クリームスキミング的運行の要件に該当する場合でも弾力的に取り扱う。